

# 東日本経友会通信

## 「労働基準法大改正」への準備

企業の労務管理に多大な影響を与える労働基準法の大改正が検討されております。現在も議論が続いておりますが、このまま労働基準法の改正が行われると、抜本的な改正は実に40年ぶりとなります。具体的な改正の内容や施行時期は未定ですが、より従業員の働き方を大切にしたい改正が検討されております。

では、実際にどのような改正が行われる予定となっているか、その一部と必要となる実務のポイントを解説します。

### ①連続勤務の上限規制

現行制度では従業員に対して毎週1日か特例で4週4日の休日付与が義務付けられており、極論を言えば48日間の連続勤務が可能です。そこで、改正後は連続勤務日数が原則13日以内に制限される予定です。

②勤務間インターバル制度の義務化  
現行制度では前日の退勤から翌日の出勤まで休息を確保する勤務間イ

ンターバル制度（11時間の以上の休息を推奨）があり、これは努力義務です。それを改正後は、原則11時間以上の休息の確保が企業に義務付けられる予定です。

### ③法定休日の明確な特定義務化

現行制度では法定休日が事前に特定されていないため、休日出勤の割増賃金の計算において労使間でトラブルになる可能性があります。そこで、改正後、企業には従業員ごとに法定休日を事前に特定し、その日付を明示する義務が課される予定です。

### ④フレックスタイム制の柔軟化

現行制度では、テレワークの日と通常勤務の日が混在する働き方でフレックスタイム制を適用するのが難しい状況でした。そこで、改正後は必ず出勤し、始業・終業時刻を企業側が決定する「コアデー」を設定する仕組みが導入される予定です。

今後の制度改正は突発的かつ複雑化する可能性があります。

## 検討されている改正内容

- 連続勤務の上限規制
- 勤務間インターバル制度の義務化
- 法定休日の明確な特定義務化
- フレックスタイム制の見直し
- 副業労働事案通算ルールの見直し
- 法定労働時間「44時間」の特定措置の廃止
- 有給休暇の賃金算定における通常賃金方式の原則化

## 労働人口7000万人越え

労働市場に参加する人の数「労働人口」が2025年の平均で、初めて7000万人を超えました。

3年連続で過去最多を更新したことになります。人口減少の中、女性や高齢者を中心に、働く人の数が増えたことが大きな理由です。総務省統計局の予想より速いペースで増えています。

## 「技人国」単純労働従事の指摘受

政府が見直しを進める外国人政策を巡り、出入国在留管理庁は2月24日、在留資格「技術・人文知識・国際業務（技人国）」で外国人労働者を派遣する際、派遣元にに対し、派遣先で専門的な業務に就くことを確約する誓約書の提出を求めることを決めた。3月9日から運用を開始し、派遣先にも同様の誓約書を求める。

技人国は大卒など専門職向けの在留資格だが、派遣先で単純労働に従事している資格外活動が指摘され問題とされていた。

技人国は理工系などの技術や、文系の法律・経済・翻訳・通訳、海外取引など、いわゆるホワイトカラー向けの就労資格で、近年留学生の増加により急増している。

ところが、派遣元の事業者などが派遣先に対し「資格外の業務も可能」と誤った説明を行い、単純労働に従事させるケースが問題視されていた。人手不足の中、資材の運搬など単純労働に技人国の外国人を充てる事案もあり、入管難民違反（不法就労助長罪）に問われる可能性がある。また、違反に問われた場合は、技能実習生（育成就労）や特定技能外国人の受入れも出来なくなる。

政府は1月23日に決定した外国人政策の新たな基本方針で、技人国について「受け入れ機関で専門的な業務に従事することを確保するための方策を検討」と明記。自民党の外国人政策本部が1月にまとめた提言は「派遣先で専門的な業務に従事させることを、派遣元に受け入れ時に誓約させる」との案を盛り込んでいた。なお、虚偽申請と判明した場合、在留資格を取り消されることもあり得るといふ。